

帰還困難区域（浪江町）において薪製造販売業を営んでいた申立会社の所有する事業用資産（薪、木材、什器備品）について、令和3年5月までに実施した撤去費用の全額及び財物損害（ただし、数量や価格等の立証の程度を踏まえて認定した損害額。）が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、令和3年7月9日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目及び期間に対する和解金として、金8, 238, 388円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年11月2日

（仲介委員 角田 淳）

(別紙)

令和〇年(東)第〇号 有限会社X

損害項目	期間	金額	備考
営業損害(追加的費用)		7,816,435	木材(薪の原料)、薪、及び什器備品等の動産の撤去費用
財物(棚卸資産)		182,000	薪材
合計		7,998,435	
弁護士費用		239,953	総括基準に基づき損害額の3パーセント
一部和解合計額		8,238,388	

帰還困難区域（浪江町）において薪製造販売業を営んでいた申立会社の所有する事業用資産（薪、木材、什器備品）について、令和3年5月までに実施した撤去費用の全額及び財物損害（ただし、数量や価格等の立証の程度を踏まえて認定した損害額。）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目についての和解金として、申立人に対し、金1077万5942円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項記載の金員のうち、金823万8388円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年5月30日

(仲介委員 角田 淳)

別紙

損害項目	内訳	期間	金額(円)
財物損害	薪		1,020,645
	木材		525,000
	パイプハウス		100,000
	積込足場		100,000
	薪アングル		840,000
	木製パレット		60,000
営業損害	撤去費用		7,816,435
弁護士費用			313,862
和解金			10,775,942